

申立てに当たっての注意事項

① いったん申立てた手続を途中で取り止める（取り下げる）には、裁判所の許可が必要であり、簡単に取り下げることはできません。

- ★ なお、後見等の開始の審判があれば、申立てを取り下げることはできなくなります。



② いったん後見等が開始すると、本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます。

- ★ 申立て当初の目的（保険金の受領や遺産分割等）が達せられたことを理由に、後見等を終わらせることはできません。
- ★ 後見人等を辞任するためには、裁判所に申立てをして辞任の許可を得る必要がありますが、正当な事由があると認められる場合でなければ、許可されません。

③ 後見人等は、本人の財産について、あくまでも「他人の財産」であるという意識を持って管理しなければなりません。本人の財産は、本人のことにしか使えません。

- ★ 後見人等が本人と同居する近しい親族（たとえば、配偶者や子ども）であっても、本人の財産と後見人等他の人の財産を混同することはできません。
- ★ 本人の財産は、本人の不利益になるような使い方をすることはできません。したがって、本人の財産を贈与・寄付したり、投機的な運用をしたり、後見人等や他の人の借金の返済に使ったりすることは、原則として認められません。



④ 後見人等候補者が後見人等に選ばれるとは限りません。候補者以外の親族が選ばれたり、弁護士・司法書士・社会福祉士などの第三者専門職が選ばれたりすることがあります。また、後見監督人等が選任される場合や、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用が必要となる場合があります。

★ 後見人等として第三者専門職が選ばれた場合や後見監督人等が選ばれた場合は、原則として、本人の財産から報酬が支払われることとなります。

★ 後見人等や後見監督人等の選任に不服があっても、不服申立てをすることはできません。



⑤ 後見人等は、裁判所の監督を受けます。

★ 後見監督人等がいる場合は、その監督も受けます。

⑥ 後見人等が不正な行為を行った場合には、後見人等を解任されるだけでなく、民事上の損害賠償責任を問われたり、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

